

亀山市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成29年2月20日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31277
- 3 路線名 下庄出屋線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
下庄町字井手191番3地先から下庄町字井手191番3地先まで	旧	10.00	最小	3.00
			最大	4.00
	新	10.00	最小	8.30
			最大	9.60